

**地下水のくみ上げや
変更・廃止などの届け出について**

熊本県地下水保全条例では、地域共有の貴重な資源である地下水を保全するため、新たに地下水をくみ上げる場合や廃止・変更する場合は届け出が必要です。

新たにくみ上げる場合の対象は、本渡・五和地区内で吐出口の断面積が6cm²(口径約2.8cm)以上の揚水設備で、地下水をくみ上げる個人や団体などです。各届け出は、本庁・環境課に備え付けの届出書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。

なお、本渡・五和地区以外にある吐出口の断面積が50cm²(口径約8cm)以上の揚水設備で地下水をくみ上げる場合は、天草保健所(☎230172)への届け出が必要です。

※詳細は本庁・環境課環境政策係(内線1283)へ。

**農用地区域に含まれる
農地の除外手続きについて**

市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、

『天草農業振興地域整備計画』を策定し、農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定しています。

農用地区域では、農地を農業以外の目的に利用することができません。やむを得ず農用地以外の目的で利用する場合は、農用地区域からの除外手続きが必要になります。申請の受け付けは2回のみ(前期は4月末まで、後期は10月末まで)で、申請から決定まで6カ月程度の期間がかかりますので、余裕を持って申請してください。

なお、内容などによっては、除外できない場合がありますので、事前ににご相談ください。

※詳細は本庁(別館)・農業振興課農政係(内線2587)または牛深支所・産業振興課農林振興係、その他の支所・産業建設課経済係へ。

**まちづくり交付金事業
事後評価の結果を公表**

まちづくり交付金事業の交付最終年度(平成21年度)にあたり、整備地区で実施した事後評価の結果について公表

イセセンター。

▼講師Ⅱオカリナ奏者・澄川真由巳さん(上天草市)。

▼受講料Ⅱ無料。

▼申込期限Ⅱ4月23日(金)。

〔1-1講習〕

▼ときⅡ前期・4月から9月まで、後期・10月から平成23年3月までのいずれも毎週火曜日。時間はいずれも

①午後2時から同4時まで
②午後7時30分から同9時30分まで(後期は午後7時から同9時まで)。

▼ところⅡ地域交流センター
おおくす(五和町)。

▼募集人員Ⅱ前期・後期の①・②各20人(先着順)。

▼受講料Ⅱ月額500円。

▼申込期限Ⅱ3月31日(土)。

〔陶芸教室〕

▼ときⅡ4月から平成23年3月までの毎月4回(平日)、午前9時から午後3時まで。

▼ところⅡ地域交流センター
おおくす(五和町)。

▼受講料Ⅱ月額1,000円(ただし、材料費は別途自己負担)。

▼申込期限Ⅱ3月31日(土)。

※受講を希望する人は、い

農業委員会からのお知らせ

農業労働賃金標準額

平成22年度の農業労働賃金標準額が下表のとおり決まりました。これらの額は、それぞれ4月1日(土)から適用されます。



◆農業労働賃金標準額(基盤整備されている田・畑)

機材名等	作業内容	単位	標準額
耕うん機・トラクター	あらぐれ	10a(約1反)当たり	6,500円
	しろかき		6,500円
	あらぐれ・しろかき		10,000円
	水田あと平耕起		5,800円
	水田あと畝立		8,800円
田植機	田植え	8時間	6,000円
バイスター	刈り取り	8時間	5,500円
コンバイン	刈り取り	8時間	6,500円
ハーベスター	稲脱穀	30kg	13,000円
人	一般農作業	8時間	500円

※この労働賃金はあくまでも標準であるため、基盤整備が済んでいない田畑や軽油等の燃料価格の変動に伴う経費の増加などは、地域の実情を考慮のうえ、当事者間で決めてください。なお、営農組合や受託組合などは、それぞれの受託料金が設定されています。

【問い合わせ先】本庁(別館)・農業委員会事務局農地庶務係(内線2561)

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地や道路、植林など農地以外のものに転用するときは、事前に農地法による許可を得なければなりません。許可を得ずに転用すると、県知事から工事の中止命令や原状回復命令が出される場合があります。

〔転用の手続き〕

- 自らが所有する農地を転用する場合は、農地法第4条の許可申請が必要…転用する本人が申請してください。
- 他人所有の農地を買ったり借りたりして転用する場合は、農地法第5条の許可申請が必要…農地の所有者と転用する本人が申請してください。

〔手続き方法〕

本庁(別館)・農業委員会事務局または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同所へ提出してください(申請は毎月5日から10日まで受け付け)。なお、許可書は、申請書を提出した翌月下旬に交付されます。

※申請書は、市のホームページから取ることができます。

**内閣府青年国際交流事業
参加青年募集について**

内閣府では、日本と世界各国の青年の交流を通して、相互理解や国際的視野、国際協力の精神を養うため、次のおり青年国際交流事業を実施します。なお、詳しい内容などについては、同事業のホームページをご覧ください。

〔ホームページアドレス〕
<http://www.cao.go.jp/koryu/>

青年国際交流事業名

- ① 国際青年育成交流事業(青年海外派遣)② 日本・中国青年親善交流事業(青年中国派遣)③ 日本・韓国青年親善交流事業(青年韓国派遣)④ 「日本青年の船」事業⑤ 「東南アジア青年の船」事業⑥ 青年社会活動コアリーダー育成プログラム(青年海外派遣)。

※詳細は本庁(別館)・社会教育課生涯学習推進係(内線2544)へお尋ねを。

**「本渡ふるさと学級会自主学級」の
受講生募集!**

ふるさとの自然や歴史・伝統を大切にすることを学び、ふるさとに貢献することなどを目的に実施している「本渡ふるさと学級会自主学級」の新規受講生を募集します。

- ▶対象=本渡地区在住の20歳以上の人。
- ▶とき=4月から12月までの毎月第2火曜日(8月は休講)。時間はいずれも午前10時から正午まで。
- ▶ところ=市中央公民館(船之尾町)など。
- ▶定員=30人。
- ▶受講料=年額1,000円。
- ▶申込方法=市中央公民館に備え付けの申請書またはハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、3月24日(土)までに〒863-0017市内船之尾町11-4 市中央公民館「ふるさと学級会」へ郵送または持参してください。

【問い合わせ先】市中央公民館☎234049

**市外に引っ越しする人は
本などの返却を忘れずに!**

3月から4月にかけては、転勤や就職、進学など、1年のうちで最も引っ越しの多い時期です。



図書館の本を借りている人で市外に引っ越しするときは、事前に本と貸出カードを忘れずに返却してください(ただし、転出先から市内へ通勤・通学する人は、引き続き同カードを利用できますので、住所の変更をしてください)。

また、市内で引っ越ししたときも住所変更の手続きが必要です。各図書館(室)を利用する際に、同館職員へお申し出ください。

【問い合わせ先】中央図書館☎27001、牛深図書館☎24141、御所浦図書館☎273931、五和図書室☎22101、河浦図書館☎260388